

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## (択一式問題)

2005年12月3日(土)

13:00～15:00

### 注意事項

- 1 これは法律科目試験(択一式問題)の問題紙である。ページ数は、表紙を除いて、23ページである。
- 2 問題は50問、解答用紙は1枚である。  
No. 1-17 民法(1-17)      No. 30-37 刑法(1-8)  
No. 18-24 商法(1-7)      No. 38-42 刑事訴訟法(1-5)  
No. 25-29 民事訴訟法(1-5)      No. 43-50 憲法(1-8)  
なお、問題に対する解答は、平成17年10月1日現在において施行されている法律が適用されるものとして行ってください。
- 3 解答は、1～4又は1～5の選択肢から1つ選ぶ場合は算用数字で、カタカナ(ア～)の選択肢から複数個選ぶ場合はカタカナで、それぞれ解答用紙の問題番号に対応する解答欄に記入すること。
- 4 **受験番号**は、解答用紙の所定の箇所に必ず記入すること。解答用紙に氏名を書いてはならない。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはならない。
- 6 試験時間の途中での退室は認めない。
- 7 試験終了後、問題冊子は持ち帰ること。

## 【民法】

〔No. 1：民-1〕 民法上の能力に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。

- ア 自然人は、出生の届出によって権利能力を取得する。
- イ 意思能力は、成年被後見人にも認められる場合がある。
- ウ 成年被後見人は、後見人の同意を得て不動産の売買契約を締結した場合でも、これを取り消すことができる。
- エ 責任能力は、未成年者には認められない。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. ウ エ

〔No. 2：民-2〕 法律行為に関する次の記述のうち、妥当なものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 強行法規に反する契約は無効であり、取締法規に反する契約は私法上有効である。
- イ 公序良俗に反する契約は無効であり、当該契約によって給付された分につき不当利得に基づいて返還請求をすることができない。
- ウ 心裡留保によって法律行為が行われた場合において、相手方が真意を知り、又は知らなかったことに過失があるときは、その法律行為は無効である。
- エ 虚偽表示によってなされた法律行為の有効を主張する第三者の善意については、その者が利害関係に入ったときを基準とし、かつ、無過失を必要としない。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. ウ エ

〔No. 3：民-3〕 詐欺・強迫に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 詐欺が成立するためには、相手方を錯誤に陥れようとする意思だけでなく、錯誤による意思表示をさせようとする意思が必要である。
- イ 詐欺を理由とする契約の取消しを第三者にも対抗できる場合、表意者は欺罔者に対して、不法行為に基づく損害賠償を求めることはできない。
- ウ 第三者の強迫によりなされた意思表示については、相手方が強迫の事実につき善意であっても、表意者は、これを取り消すことができる。
- エ 相手方の強迫によりなされた意思表示は無効であり、この無効を誰に対しても主張することができる。

1. ア イ    2. ア ウ    3. イ ウ    4. ウ エ

【No. 4 : 民-4】 代理に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 4 までのうちどれか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 代理人は復代理人を選任しても代理権を失わず、代理人及び復代理人ともに本人の代理人となる。
- イ 相手方の欺罔により代理人がした意思表示は、代理人のみがこれを取り消すことができ、本人は取り消すことができない。
- ウ 法定代理人による代理権限外の行為については、表見代理は成立しない。
- エ 表見代理が成立する場合において、代理行為後に本人が死亡したときは、その相続人は、本人としての責任を免れることができない。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. ウ エ

【No. 5 : 民-5】 時効に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 4 までのうちどれか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 取得時効の対象は他人の物に限られないから、自己の物の時効取得を主張することもできる。
- イ 取得時効を主張する占有者は、自己の占有だけでなく、前の占有者の占有をも併せて主張することができる。
- ウ 取得時効において、時効完成前に生じた果実については、旧所有者が取得権原を有し、時効完成以降に生じた果実については、時効取得者が取得権原を有する。
- エ 時効により不動産を取得した者は、時効完成後に当該不動産を買い受け登記を経由した者に対して、登記なくして対抗することができる。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. ウ エ

【No. 6 : 民-6】 物権と債権の比較に関する次の記述のうち、妥当でないものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- ア 1 個の物に対して、同一内容の物権は 1 つしか成立しえないが、債権の場合は原則として同一の内容のものが複数同時に成立しうる。
- イ 同一物につき内容の抵触する物権と債権がともに成立している場合には、原則として、先に成立した債権が後に成立した物権に優先する。
- ウ 物権の目的物は原則として現存するものに限られるが、債権は将来発生するものについても目的とすることができる。
- エ 物権変動の効力が生ずるには当事者の意思表示のみでは足りず、さらに登記又は引渡しが必要である。
- オ 占有権は、現実の支配状態を一応正しいものと推定することによって、社会秩序を維持し、取引の安全を確保しようとする制度である。

1. ア イ    2. ア ウ    3. イ ウ    4. イ エ    5. エ オ

【No. 7 : 民-7】 Aは、その所有する甲不動産につきBと売買契約を締結したが、B名義の登記を経由しないうちに、さらに甲不動産につきCと売買契約を締結した。この場合におけるA、B及びCの権利義務に関する次の記述のうち、最も適切なものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。

- ア Bは、Aの債務不履行に基づく損害賠償債権を被担保債権として甲不動産につき留置権を主張することができる。
- イ 甲不動産を不法に占拠する者に対しては、B又はCは所有権に基づく返還請求権を有するが、Aは所有権に基づく返還請求権を有しない。
- ウ 甲不動産につきB名義の登記を経由されると、Cに甲不動産の所有権を得させるべきAの義務は、履行不能となる。
- エ 甲不動産につきC名義の登記を経由された場合であっても、Cが背信的悪意者であるときは、Bは、Cに対して甲不動産の所有権を主張することができる。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. ウ エ

【No. 8 : 民-8】 担保権に関する法改正についての次の記述のうち、妥当でないものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。

- ア 指名債権質権者は、債権証書の交付を受けなければ、質権を第三者に対抗することができない。
- イ 抵当不動産の第三取得者及び地上権者は抵当権消滅請求権を行使することができるが、主たる債務者、保証人及びこれらの承継人は、これを行行使することができない。
- ウ 抵当権に対抗できない抵当建物の賃借権者で、かつ、競売手続開始前から使用又は収益をする者は、建物の買受代金納付後6か月経過するまで建物の引渡しを要しない。
- エ 根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求できる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. ウ エ

【No. 9 : 民-9】 担保権に関する次の記述のうち、妥当なものの組合せは、後記1から4までのうちどれか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 留置権者は、債権の弁済を受けるまで目的物を留置することができ、かつ、留置物から生ずる果実を収取して債権の弁済に充当することができる。
- イ 一般及び動産の先取特権については、その目的物である動産が第三者に引き渡されても、先取特権者は、先取特権を行使することができる。
- ウ 公的年金債権は、原則として、譲渡や質権の目的とすることができる。
- エ 不動産を譲渡担保に供した債務者の有する受戻権は、独立して消滅時効に服しない。

1. ア イ    2. ア エ    3. イ ウ    4. ウ エ

【No. 10 : 民-10】 債権者代位権・詐害行為取消権に関する次の記述のうち、適切なものは何個あるか。

- ア 詐害行為取消権は、裁判上のみならず裁判外においても行使できる。
- イ AはBからの金銭借入れについて保証人がいるときでも、BはAの行為について詐害行為取消権を行使できる。
- ウ AがBから金銭の借入れをした後、妻と協議離婚をして財産分与を行ったとしても、Bは詐害行為取消権を行使できる場合がある。
- エ 債務者の権利の消滅を防ぐために時効を中断する等の「保存行為」をするだけならば、債権の弁済期以前でも裁判上の手続によらないで代位できる。
- オ 債権者のうちの1人が代位権を行使して引渡しを受けた物については、他の債権者は差押えをすることができない。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

【No. 11 : 民-11】 保証人に関する次の記述のうち、適切でないものはどれか。

- 1. 主たる債務者が時効の利益を放棄しても、連帯保証人には効力は及ばない。
- 2. AのBに対する債務につき保証人Cが弁済した場合、自己の保証債務を履行したにすぎないので、法律上はAに対して何ら請求できない。
- 3. AのBに対する債務につきCが保証人となった場合において、Aが債務を承認したときは、保証人Cについても時効中断の効力が及ぶ。
- 4. 主たる債務につき消滅時効が完成した後、主たる債務者が債権者に債務を弁済する旨を表示した場合であっても、保証人は消滅時効を援用できる。

【No. 12 : 民-12】 売買に関する次の記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 他人の権利を売買の目的としたときは、売主はその権利を取得して買主に移転する義務を負い、売主がその権利を移転できないときは、買主の善意、悪意にかかわらず買主は契約を解除することができる。
- イ 家屋の買主が売主に対して代金を支払期日に提供して、家屋の引渡しを求めた後であっても、売主は手付の倍額を償還して売買契約を解除することができる。
- ウ 数量を指示して売買した場合において、数量が超過するときは、民法565条の類推適用を根拠として売主が代金の増額を請求することができる。
- エ 瑕疵担保による損害賠償請求権には消滅時効の適用があり、この消滅時効は買主が目的物の引渡しを受けた時から進行する。
- オ 売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合には、善意の買主はその瑕疵の程度にかかわらず契約を解除し、損害賠償を請求することができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

**【No. 13 : 民-13】** 契約に関する次の記述のうち、適切でないものは何個あるか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

ア 書面によらない贈与は、いつでもこれを撤回することができるので、履行の終わった贈与についても、贈与者はその贈与を撤回して目的物を取り戻すことができる。

イ 組合契約においてやむを得ない事由があっても任意の脱退を許さない旨の約定は、組合員の自由を著しく制限するから、公の秩序に反し無効である。

ウ 和解によって紛争を解決した以上、和解の前提となる事実について錯誤があっても和解は無効とはならない。

エ 使用貸借においては、当事者が返還の時期及び使用・収益の目的を定めなかった場合には、貸主は相当の期間を定めて返還の催告をしなければ、返還を求めることはできない。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個

**【No. 14 : 民-14】** 不法行為に関する次の記述のうち、適切でないものはどれか。

1. 責任能力のない未成年者が不法行為によって他人に損害を与えた場合、親権者は、未成年者の監督を怠っていなかったことを証明すれば、民法714条の責任を免れる。

2. 借借人が占有する家屋の屋根瓦に亀裂が生じていたため、瓦がはがれて落ちて通行人が怪我をした場合、家屋の所有者は、相当の注意を払って借借人を監督していたことを証明すれば、民法717条の責任を免れる。

3. 被用者が事業の執行について他人に損害を与えた場合、被用者の行為に過失がなかったことが証明されれば、使用者は民法715条の責任を免れる。

4. ペットの大型犬が他人に噛みついて怪我をさせた場合、飼主から頼まれて世話をしていた者は、大型犬に相当の注意を払っていたことを証明すれば、民法718条の責任を免れる。

【No. 15 : 民-15】 内縁に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 内縁が正当の理由なく破棄された場合には、最高裁判所の判例によると、不法行為の責任を肯定することはできるが、債務の不履行を理由として損害賠償を求めることはできない。
- イ 内縁成立の日から200日後、又は内縁解消の日から300日以内に内縁夫婦の間に出生した子は、最高裁判所の判例によると、民法772条の類推適用によって内縁の夫の子と推定されることになるから、子から認知の訴えが提起された場合、内縁の夫が「父でないこと」の立証責任を負う。
- ウ 内縁の夫が死亡した場合、内縁の妻には相続権が認められないが、最高裁判所の判例によると、民法768条の類推適用により、内縁の妻は内縁の夫の相続人に対して財産分与の請求をすることができる。
- エ 内縁の夫が死亡した場合、内縁の妻には相続権は認められないから、内縁の夫が遺言を残していない限り、内縁の妻が遺産を取得することはありえない。
- オ 内縁の夫が自己の名義で賃借していた借家に内縁の妻とともに居住していた場合において、内縁の夫が相続人なくして死亡したときは、内縁の妻は賃借人の権利義務を承継する。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ オ

【No. 16 : 民-16】 嫡出推定に関する次の記述のうち、正しいものは何個あるか。

- ア A女は、B男との内縁の成立後にCを懐胎し、婚姻の成立の日から200日が経過する前にCが出生した。この場合、判例によると、Cの父は当然にB男と扱われるが、利害関係を有する限り、B男以外の者でも、B男・C間の父子関係の存否を争うことができる。
- イ A女は、B男との婚姻の成立の日から200日を経過した後にCを出産した。この場合、利害関係を有する限り、B男以外の者でも嫡出否認の訴えによってB男・C間の父子関係の存否を争うことができる。
- ウ A女は、B男との婚姻成立の日から200日を経過した後にCを出産した。この場合において、B男とCとの血液型が背馳しているときは、判例によると、B男はいつでも嫡出否認の訴えによってB男・C間の父子関係の存否を争うことができる。
- エ A女は、B男との離婚の日から300日を経過する前にCを出産した。この場合において、B男とCとの血液型が背馳しているときは、判例によると、B男はいつでも嫡出否認の訴えによってB男・C間の父子関係を争うことができる。
- オ A女は、B男との別居中にCを懐胎し、B男との離婚の日から300日を経過する前にCを出産した。この場合、B男とCとの血液型が背馳していれば、判例によると、A女も嫡出否認の訴えによってB男・C間の父子関係を争うことができる。

1. 1個    2. 2個    3. 3個    4. 4個    5. 5個

【No. 17 : 民-17】 相続の承認・放棄に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 相続人が成年被後見人であるときは、成年後見人は、成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内であれば、成年被後見人に代わって相続の単純若しくは限定の承認又は放棄をすることができる。

イ 保佐開始の審判があると、保佐人は当然に被保佐人に代わって相続の単純若しくは限定の承認又は放棄をすることができる。

ウ A は、その父 B との間で B の財産の相続を放棄する旨の合意をした。この場合、B が死亡すると、A は当然に相続人にならなかったものとみなされる。

エ A の死亡後、その子 B が相続を放棄したため、A の父 C が相続人となって相続を単純承認した。この場合において、B が相続財産の一部を私に消費したときでも、B のした相続放棄の効力に影響はない。

オ A の相続人は、その子 B と C である。A の死亡後、B と C はともに家庭裁判所に限定承認をする旨の申述をした。ところが B は、相続財産の一部を私に消費してしまった。この場合、B も C も単純承認をしたものとみなされる。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ オ

## 【商法】

〔No. 18：商-1〕 次の記述のうち、判例の趣旨に照らして誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 個人で金融業を営むXが、営業活動をしていない個人Yから、営業活動に要する資金を借り受けたときには、同借入れの返済債務の消滅時効は10年である。
- イ 信用協同組合Xから、個人で運送業を営むYが営業に利用するトラックを購入するために資金を借り受けたときには、同借入れの返済債務の消滅時効は5年である。
- ウ 個人で花屋を開業しようとしているXが、開業準備のための資金を株式会社Y銀行から借り入れたときには、同借入れの返済債務の消滅時効は10年である。
- エ 個人でビルを所有するXが、同ビル内の部屋を賃借する株式会社Yに対して、不払いの賃貸料の弁済を請求するときには、その遅延損害金は賃貸借契約に特段の定めがない限り、年6分の割合による。
- オ 株式会社Xが、営業活動をしていない個人Yに商品を販売し、同商品の代金の支払を請求するときには、その遅延損害金は売買契約に特段の定めがない限り、年5分の割合による。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ オ

〔No. 19：商-2〕 株式会社の発起人の権限に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 発起人が定款の作成に関して、司法書士に依頼した場合に支払うべき報酬は、当然に成立後の会社が支払わなければならない。
- イ 会社成立前に、発起人甲は、会社の成立を見越して成立後の会社のコマーシャルの放映をテレビ会社と契約した。この場合、甲は、無権代理の規定の類推適用によって支払義務を負う。
- ウ 発起人が、会社成立を条件に事業用の土地を購入する契約をした場合において、定款に記載しなかったときは、無効であるが、当該契約内容が会社にとって有利な場合は、成立後の会社は、追認することができる。
- エ 設立事務所の賃貸借、株式申込書の印刷など、設立行為と密接に関連する契約額の合計が500万円であったが、定款に記載された設立費用は100万円であった場合には、契約の相手方が成立後の会社に請求できる金額は、100万円を超えることができない。
- オ 資本金1億円の会社の成立直後、代表取締役が営業用の機械を3000万円でリースを受ける場合は、事後設立に該当するから、株主総会の承認を得なければならない。

1. ア ウ    2. ア オ    3. イ エ    4. ウ エ    5. エ オ

【No. 20 : 商-3】 株式会社Aは資本金5000万円，発行済株式総数5000株，1株当たりの純資産2万円，会社が発行する株式の総数1万株で，株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある。A社についての次の記述のうち，誤っているものの組合せは，後記1から5までのうちどれか。

- ア A社が1株を5株に分割するときには，株主総会の特別決議を必要とする。
- イ A社が新株を発行し，特定の者にその全株を引き受けさせるときには，株主総会の特別決議を必要とする。
- ウ A社が1株5000円の発行価額で新株を発行し，株主の有する株式数に応じて新株の引受権を与えるときには，株主総会の特別決議を必要とする。
- エ A社が5株を1株に併合するときには，株主総会の特別決議を必要とする。
- オ A社が資本金の額を2000万円に減少するときには，株主総会の特別決議を必要とする。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ オ

【No. 21 : 商-4】 監査役及び監査役会に関する次の記述のうち，正しいものの組合せは，後記1から5までのうちどれか。

- ア 資本金20億円，負債の額が50億円の株式会社がその取締役の責任を追及する訴えを提起する場合には，監査役が会社を代表する。
- イ 監査役の任期については，取締役に関する規定が準用されるので，原則として2年である。
- ウ 株主が株式会社の取締役に対して提起した代表訴訟に，当該会社が当該取締役を補助するために参加する場合には，監査役全員の同意が必要である。
- エ 資本金50億円の株式会社では，監査役会が会計監査人を選任する。
- オ 資本金50億円の株式会社では，監査役が取締役の行為の差止めを請求するためには，監査役全員一致の決議に基づかなければならない。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ オ

【No. 22 : 商-5】 株式につき，複数の相続人による相続が開始した場合の株主の権利行使に関する次の記述のうち，判例の趣旨に照らして誤っているものは何個あるか。

- ア 株式を複数の相続人が相続した場合，その法律関係は準共有関係である。
- イ 株式の共同相続人は，権利行使者1名を指定して会社に通知しなければ，権利行使できない。
- ウ 権利行使者の指定がなくとも，準共有者全員が議決権を共同行使する場合には，会社の側からこれを認めることができる。
- エ 共同相続人が相続開始前の株主総会決議について，決議不存在確認の訴えを提起する場合にも，権利行使者1名を指定した上でしなければならない。
- オ 権利行使者の指定は，共同相続人全員の一致によって決定しなければならない。

1. 1個    2. 2個    3. 3個    4. 4個    5. 5個

【No. 23 : 商-6】 株主総会に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 株式会社は予め株主全員の同意を得れば、招集手続を省略して株主総会を開催することができる。
- イ 株主総会の普通決議事項に対する取締役会の提案について、株主全員が書面で賛否を示し、総株主の議決権の過半数の賛成を得られたときには、現実に総会を開催しなくとも総会決議は成立する。
- ウ 利益処分によって株式会社の利益を配当することを承認する決議は、定時総会でのみすることができる。
- エ 株式会社は定款に別段の定めがない限り、本店の所在地又はこれに隣接する地で株主総会を開催しなければならない。
- オ 株主総会の招集手続及び決議の方法を調査させるため、株式会社の取締役は、裁判所に総会検査役の選任を請求することができる。

1. ア ウ    2. ア エ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ オ

【No. 24 : 商-7】 利得償還請求権に関する次の記述のうち、判例の趣旨に照らして正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 利得償還請求権を行使するには、手形・小切手の所持又はこれに代わる除権判決が必要である。
- イ 利得償還請求権は、手形上の権利の変形物であるから、原因債権の行使が可能かどうかに関係なく成立する。
- ウ 原因債務の支払のために約束手形が振り出されたが、手形上の権利が時効消滅した後、原因債権の時効が完成した場合には、利得償還請求権は成立しない。
- エ 原因債務の支払のために約束手形が振り出されたが、原因債権の時効完成後に手形上の権利が時効消滅した場合には、利得償還請求権が成立する。
- オ 利得償還請求権の消滅時効期間は、5年である。

1. ア ウ    2. イ エ    3. ウ オ    4. ウ エ    5. エ オ

## 【民事訴訟法】

〔No. 25：民訴-1〕 民事訴訟に関する次の記述のうち、正しいものは何個あるか。

- ア 訴訟代理人はいかなる場合も弁護士でなければならない。
- イ 当事者は第一審に限り、管轄裁判所について合意することができる。
- ウ 特許権に関する訴えについては、被告の普通裁判籍を管轄する裁判所に専属する。
- エ 当事者は一定の事由があるときは裁判官を忌避することができるが、裁判所書記官を忌避することはできない。
- オ 最高裁判所の裁判官が、当該事件の前審において、中立の立場で鑑定人となったことは、その裁判官に関する除斥事由となる。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

〔No. 26：民訴-2〕 証明に関する次の記述のうち、正しいものは何個あるか。

- ア 裁判で外国法が適用される場合も裁判所が探知する責任を負うが、現実には限界があるため、裁判所は、当事者に鑑定などにより証明を求めることができる。
- イ 当事者の一方が口頭弁論で陳述した事実を相手方当事者が否定する場合には、裁判所は当該事実の存否を証拠によって認定しなければならない。
- ウ いわゆる公知の事実とは、証明を要しない。
- エ 裁判官が合議体の構成員として行った判決の内容は、職務上知りえた事実であるから、証明を要しない。
- オ 経験則とは、人が物事を判断するときその基準とする準則をいうが、これは証明を要しない事実には含まれない。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

〔No. 27：民訴-3〕 文書の提出に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

1. 文書提出命令に基づいて提出された文書は、提出命令を申し立てた当事者があらためて書証として提出する手続をとらなくても証拠となる。
2. 当事者が訴訟において引用した文書を所持する場合には、相手方当事者の求めがあれば、文書提出命令によって提出を命じられる。
3. 文書提出命令は、訴訟当事者以外の第三者に対しても発令されることがある。
4. 裁判所は、文書提出命令を申し立てられた文書の一部のみに提出義務があると認めるときは、当該部分のみの提出を命じることができる。
5. 当事者が文書提出命令に従わないときには、裁判所は過料の制裁に処することができる。

**〔No. 28：民訴-4〕** 民事訴訟における送達に関する次の記述のうち、正しいものは何個あるか。

- ア 送達を受けるべき者が正当な理由なしに判決正本の受領を拒んだときには、当該判決正本を送達すべき場所に差し置くことによって有効な送達となる。
- イ 当事者の住所・居所その他送達すべき場所が知れないときは、公示送達によることができる。
- ウ 準備書面については、地方裁判所以上の裁判所では、通常の送達手続によって相手方に交付されるが、簡易裁判所では、当事者が相手方に直送することができる。
- エ 被告が外国にすることが明らかな事件でも、訴状の送達のために公示送達を利用することができる場合がある。
- オ 被告に対する訴状の送達は、被告本人宛にするのが原則であるが、訴訟代理人として弁護士が付いている場合には、送達は必ず当該弁護士宛にしなければならない。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

**〔No. 29：民訴-5〕** 判決に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1. 被告が口頭弁論に終始欠席し、原告の主張事実を何ら争わない場合には、裁判所は、判決原本を作成せずに、請求認容判決を言い渡すことができる。
- 2. 裁判所は、独立した攻撃・防御方法に関する争いについて裁判に熟したときには、中間判決をすることができる。
- 3. 裁判所が、自らが下した損害賠償を命じる判決に計算間違いを発見したときには、当該裁判所は判決の言渡し後1週間以内に限り、誤りを訂正することができる。
- 4. 裁判所は、勝訴当事者が相手方から訴訟費用の償還を受ける意思がない場合であっても訴訟費用の負担割合を判決主文中に掲げなければならない。
- 5. 損害賠償請求訴訟において、当事者による損害額の立証が非常に難しい場合には、裁判所は相当と考える金額を認めることができる。

## 【刑法】

【No. 30：刑-1】 違法性の実質論における，結果無(反)価値論と行為無(反)価値論を対比して，その基本思想に親和的な説を並べて次の表を完成させるとすると，①から⑤までのうち（ ）に入る言葉として誤っているものは何個あるか。

	結果無(反)価値論	行為無(反)価値論
違法観・規範論	物的違法観・裁判規範説	人的違法観・(①評価)規範説
判断時点	事後的判断	事前的判断
因果関係の(②相当性)	客観説	折衷説
不能犯論	(③抽象的)危険説	具体的危険説
違法阻却原理	優越利益の保護・利益の欠如	(④社会的相当性)
主観的違法要素	否定説(責任要素説)	肯定説
防衛意思	不要説	必要説
過失犯の本質	旧過失論・結果(⑤予見義務)違反	新過失論・結果回避義務違反

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

【No. 31：刑-2】 次の文章は、「不真正不作為犯における作為義務の発生根拠」に関する論述である。(a)から(d)までにあてはまる言葉の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

作為義務の発生根拠をめぐっては，刑法以外の規範——法令，契約・事務管理及び(a)——を援用する見解が伝統的に有力だが，(a)まで含めると不作為犯の成立範囲が広がりすぎるし，理論的にも，刑法とは目的を異にする種々の規範から直ちに刑事責任を導き出せるのかが疑わしい。現在では，刑法の観点から実質的に確定する方向が有力化しており，その際，統一的时刻を提示する説も主張されている。具体的には，自らの故意又は過失行為で法益侵害の危険を惹起した者は危険実現を阻止する義務を負うとする(b)説，法益の維持・存続を図る行為の開始，同行為の反復・継続，及び法益に対する排他性の確保を要件とする(c)に根拠づけを求める説，因果経過に対する(d)を不作為者が意思に基づいて設定したか，あるいは，意思に基づかなくても他に規範的要素が存在することでそれと同視しうる場合に義務を肯定する(d)説などがそれである。

1. a = 先行行為    b = 危険源管理                      2. c = 先行行為    d = 具体的依存性  
 3. a = 条理        c = 事実上の引受                      4. b = 事実上の引受    d = 排他的支配  
 5. b = 具体的依存性    c = 危険源管理

【No. 32 : 刑-3】 次の文章は、いわゆる東海大学安楽死事件判決(横浜地判平成7年3月28日)の抜粋である。( )に言葉をあてはめた場合、使わないものが1つある。それはどれか。

従来安楽死の方法といわれているものとしては、苦しむのを長引かせないため、延命治療を中止して死期を早める不作為型の( )安楽死といわれるもの、苦痛を除去・緩和するための措置を取るが、それが同時に死を早める可能性がある治療型の( )安楽死といわれるもの、苦痛から免れさせるため意図的( )に死を招く措置をとる( )安楽死といわれるものがある。このうち( )安楽死といわれる方法は、前記治療行為の中止の範疇に入る行為で、動機、目的が肉体的苦痛から逃れることにある場合であると解されるので、治療行為の中止としてその許容性を考えれば足りる。

( )安楽死といわれる方法は、……主目的が苦痛の除去・緩和にある医学的適正性をもった治療行為の範囲内の行為とみなし得ることと、たとえ生命の短縮の危険があったとしても苦痛の除去を選択するという患者の自己決定権を根拠に許容されるものと考えられる。……

( )安楽死といわれる方法は、苦痛から解放してやるためとはいえ、直接生命を絶つことを目的とするので、その許容性についてはなお慎重に検討を加える。……医師による末期患者に対する( )安楽死が許容されるのは、苦痛の除去・緩和のため他の医療上の代替手段がないときであるといえる。そして、それは、苦痛から免れるため他に代替手段がなく生命を犠牲にすることの選択も許されてよいという緊急避難の法理と、その選択を患者の自己決定に委ねるといって自己決定権の理論を根拠に、認められるものといえる。

1. 直接的      2. 間接的      3. 積極的      4. 消極的

【No. 33 : 刑-4】 中止犯の法的性格に関するAからCまでの学説に関して、次に掲げる理由とそれに対する批判の組合せとして誤っているものは、後記1から5までのうちどれか。

〔学説〕 A 政策説    B 違法減少説    C 責任減少説

〔理由〕 I 着手に伴う違法性や責任は事後の行為では変化し得ない。

II 自己の意思による(任意性)という規範意識の評価に基づく効果である。

III 中止行為による危険消滅で、事後評価に修正があっても不合理ではない。

IV 犯意(故意)の撤回に障害未遂との違いがある。

〔批判〕 i 減免だけでは効果が弱く、行為者が減免されることを知っているわけでもない。

ii 結果不発生が必須であることを説明できない。

iii 違法判断を主観的要素に依存させる点が疑わしい。

iv 態度の真摯性などを厳格に要求することになりやすい。

1. A-I-i      2. B-III-ii      3. C-II-iv      4. B-IV-iii      5. C-IV-ii

【No. 34 : 刑-5】 甲がAを毒殺するに当たり、その依頼に応じて、乙は毒物を用意してやり、丙は捜査官に対し実行日のアリバイを供述したが、乙と丙との間に意思連絡はなかった。乙及び丙のそれぞれの罪責について、アからクまでのうち、解釈によってはありうる罪名は何個あるか。

- |                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| ア 殺人罪共同正犯 (刑法60条, 199条)          | イ 偽計業務妨害罪 (刑法233条) |
| ウ 殺人教唆罪 (刑法61条1項, 199条)          | エ 犯人隠避罪 (刑法103条)   |
| オ 殺人幫助罪 (刑法62条1項, 199条)          | カ 証拠偽造罪 (刑法104条)   |
| キ 殺人幫助罪共同正犯 (刑法60条, 62条1項, 199条) | ク 偽証罪 (刑法169条)     |

1. 3個      2. 4個      3. 5個      4. 6個

【No. 35 : 刑-6】 窃盗罪(刑法235条)に関する次の記述のうち、判例の立場において誤っているものは何個あるか。

- ア 電気器具店に侵入したが、現金を盗る意思であったため、電気器具には手をつけず、店内の煙草売場に行きかけた段階では、未だ窃盗罪の着手にあたらない。
- イ 強姦犯人が犯行発覚をおそれて被害者の女性を殺害した後、死体を埋める際に領得意思を生じて腕時計を奪った場合は、窃盗罪にはならず、占有離脱物横領罪(刑法254条)にとどまる。
- ウ 明け方までには返すつもりで、深夜に駐車場に置いてあった他人の自動車を無断で乗り出し、4時間あまり乗り回した場合は、使用窃盗とは言えず、窃盗罪になる。
- エ 時価の半分程度の金額を融資して車の譲渡担保(買戻約款付売買)契約を結んだ債権者が、なお債務者に使わせていた車を、期限が到来したのに返済がなかったので、合鍵を用いて債務者の元から引き揚げた場合、権利に基づく行為であって、窃盗罪にはならない。
- オ 同居していない親族関係にあるA方で、Aの車に保管されていたB社(代表取締役C)の現金を盗んだ場合、親族相盗例(刑法244条1項)で窃盗罪の処罰は免除される。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

【No. 36 : 刑-7】 通貨偽造の罪(刑法148条以下)に関する次の記述のうち、誤っているものは何個あるか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 国家の通貨高権に無関係だから、外国通貨は保護の対象になりえない。
- イ 真貨にメッキを施して別種の通貨に作りかえるのは偽造である。
- ウ 見せ金として使う場合でも、人に認識させることで行使といえる。
- エ 偽造団のアジトから偽造通貨を盗むのは取得といえない。
- オ 偽造罪と行使罪、行使罪と詐欺罪は、それぞれ牽連犯の関係に立つ。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

【No. 37 : 刑-8】 Xは、窃盗犯人AがBから盗んできた宝石の売却を依頼され、盗品だと知りながら宝石を受け取った後、それを売却し、代金として受け取った金銭を着服した。この事例におけるXの罪責を扱ったゼミで、学生甲・乙・丙は次のように発言した。後記1から4までの記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

- 甲：盗品売買のあっせんで、盗品有償処分あっせん罪（刑法256条2項）を認めれば十分だ。代金の着服は、たとえ問題にするとしても、不可罰的事後行為に過ぎないと思う。
- 乙：着服行為はBの被害とは別個の問題だから、不可罰的事後行為ではない。Aは不法原因給付（民法708条）で返還請求できないから、刑法上の保護に値しないだけだろう。
- 丙：売却のための委託では「給付」でないとも言えるし、仮に不法原因給付で民法が返還請求を認めないとしても、事実的・経済的にみて着服の予防に関わる刑法が民法の判断に拘束される必要はないから、横領罪（刑法252条1項）を認めるべきだと思う。
- 甲：それでも、「他人の物」ではBの所有権を考えるしかなく、その追求権の侵害が既に盗品罪で考慮されている以上、着服では新たな法益侵害を認め難いのではないか。
- 乙：宝石に対する追求権と、その売却代金に対する返還請求権は区別すべきだろう。問題はBではなくて、売却代金に対するAの関係が保護に値するか否かだと思う。
- 丙：「他人」が所有権者である必要はない。平穩占有者からの委託を刑法が保護するかが問題であり、窃盗犯人の平穩占有を保護する以上、その保護も認める方が一貫する。

1. 委託の趣旨に応じて「他人の物」を売却すれば、その代金が「他人の物」となる、と考えることは、甲・乙・丙どの見解でも可能である。
2. Xが代金を着服する意思で売却あっせんを口実に宝石を受け取っていた場合、Xに詐欺罪（刑法246条1項）を認めることは、甲・乙・丙どの見解でも可能である。
3. 盗品罪で評価し尽くされているとする甲の見解では占有離脱物横領罪（刑法254条）の成立は無理だが、委託関係が保護に値しないだけだという乙の見解なら、これが成立しうる。
4. 贈賄するために委託された金銭を着服した事例では、甲は横領罪を認めることができるが、乙はやはり否定すべきことになる。

## 【刑事訴訟法】

【No. 38 : 刑訴-1】 次の文章の a から f までには語句群の語句のいずれかが入るものとして、これらの組合せのうち、正しいものは何個あるか。

〔文章〕

いわゆる（ a ）においては、（ b ）が捜査の目的とされる。（ d ）が捜査目的とされる場合にも、徹底した（ b ）、犯罪事実のみならず情状等についても積極的に真実を明らかにすることが前提とされていた。この（ b ）の手段として被疑者の（ e ）の意義が強調され、逮捕や勾留もそのためのものと構想される。拘禁中の（ e ）に関し、出頭義務や滞留義務を認める考え方は、このような発想と結びついているといっ  
てよい。その意味において、捜査機関と被疑者との関係は、（ f ）ではなく、むしろ上下の関係、換言すれば被疑者は（ g ）たる地位におかれるという構造をとることになる。これに対して、（ c ）においては、捜査の目的は、捜査機関と被疑者・弁護人によるそれぞれ独立の（ d ）とされる。そこから、まず捜査機関と被疑者・弁護人は、建前上、（ f ）であって、没交渉のものとして構想される。また、検察官と司法警察職員とは、捜査機関として一体のものとみなされる。そして、裁判官と捜査機関との関係については、裁判官のみが将来の（ d ）のために逮捕・勾留等の強制処分権を有するのであり、捜査機関は必要に応じてそれを利用するに過ぎない。

〔語句群〕

- ①糾問的捜査観      ②弾劾的捜査観      ③実体的真実の解明      ④公判の準備  
⑤取調べ              ⑥取調べの客体      ⑦対等当事者

〔組合せ〕

- |   |     |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|-----|
| ア | a-① | b-④ | c-② | d-③ |
| イ | b-③ | c-② | d-④ | e-⑤ |
| ウ | c-② | d-③ | e-⑤ | f-⑦ |
| エ | d-④ | e-⑤ | f-⑦ | g-⑥ |
| オ | e-⑤ | f-⑥ | g-⑦ | a-① |

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

**〔No. 39：刑訴-2〕** 捜査手続における検証及び鑑定等に関する次の記述のうち、最も適当なものはどれか。

1. 検証としての身体検査は、身体の外表面の形状を認識する検査であって、捜査官自身が行うが、直接強制は不可能である。
2. 鑑定としての身体検査は、身体の外表面検査に止まらず、身体内部への侵襲を伴う検査であって、医師等の専門家が行うが、捜査機関が囑託した場合であっても直接強制が可能である。
3. 身体の搜索も着衣の内部、身体の外表面に及ぶので、身体検査と称されることがあるが、その実質は搜索であるから、直接強制することも可能である。
4. 捜査機関による搜索差押えは、令状によらない場合も可能であるが、捜査機関による検証は令状がなければ行うことができない。
5. 鑑定とは、特別な知識経験を有する者による、事実の法則又はその法則を具体的事実に適用して得た判断の報告であって、意見を述べることは許されない。

**〔No. 40：刑訴-3〕** 訴追に関する次の記述のうち、明らかに誤っているものはどれか。

1. 国家訴追主義の長所は、国家機関による全国一律の基準による公平な訴追が期待できる点にある。
2. 起訴独占主義の短所は、被害者や市民の法感情から遊離した訴追権の運用がなされる危険がある点にある。
3. 起訴変更主義の長所は、起訴後に不起訴とすべき事情が明らかになったときは、公訴を取り消すことができる点にある。
4. 起訴便宜主義の短所は、捜査の糾問化、公判の形骸化という重大な弊害が生じるおそれがある点にある。
5. 起訴法定主義の長所は、検察官の恣意を排するとともに、被疑者に対する刑事政策的考慮を働かせることができる点にある。

【No. 41：刑訴-4】 捜査段階において、次の証人AからEまでの検察官面前調書各1通が作成されている。次のアないしオの事情がある場合のうち、それらの証人の検察官面前調書が刑訴法321条1項2号前段書面として証拠能力を有するものは何個あるか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 証人Aは、公判廷に出廷したが、証言拒否権を行使して一切の証言を拒否した。
- イ 証人Bは、公判廷に出廷したが、記憶喪失のため一切証言できなかった。
- ウ 証人Cは、証人尋問の決定がなされた後、検察官の指示に従って国外に退去したため、公判廷に出廷できなかった。
- エ 証人Dは、所在不明であったため、検察官面前調書が証拠採用されたが、その後、所在が判明し、公判廷に出廷できるようになった。
- オ 証人Eは、病気のため、公判準備としての尋問は可能であったが、公判廷には出廷できなかった。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

【No. 42：刑訴-5】 自白の補強証拠に関する次の記述のうち、誤っているものは何個あるか。ただし、解釈上争いがある場合は、判例の立場によるものとする。

- ア 自白の補強証拠は、自白にかかる犯罪構成事実の全部にわたる必要はない。
- イ 自白の補強証拠は、被告人と犯人の同一性については不要である。
- ウ 被告人の公判廷の供述を、被告人の公判廷外の自白の補強証拠とすることができる。
- エ 無免許運転の事実を認定するためには、運転行為に関する自白の補強証拠は必要であるが、無免許の点については補強証拠を必要としない。
- オ 窃盗の事実を認定するためには、自白の補強証拠として、被害届があれば十分である。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

## 【憲法】

〔No. 43：憲-1〕 外国人の権利に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に合致するものはどれか。

1. 憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としているものを除き、日本に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであるから、政治活動の自由も、国民と同様に保障されるものと解される。
2. 外国人は、国会議員の選挙権を有するものではないが、日本に在留する外国人のうち、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められるものについては、当該公共団体の選挙権を有するものと解するのが相当である。
3. 地方公務員たる外国人が、当然に管理職に任用される権利を有しているとはいえないが、管理職の職務も多岐にわたり、中には公権力を行使することなく、また公の意思形成に参画しないような職種もあるのであるから、外国人に対して管理職選考の受験の機会を奪うことは、憲法に違反する。
4. 日本への再入国については、日本国民の場合と異なり、外国人には当然に権利として保障されているということではできず、このことは、問題となった外国人が、日本への短期在留者であろうと、また長期在留者であろうと変わりはない。
5. 外国人が日本に在留することは、権利として保障されてはおらず、したがって、在留期間の更新の許否も法務大臣の裁量に委ねられているが、この裁量には一定の限界があり、例えば、憲法により保護を受ける権利を行使したことを理由に、在留期間の更新を拒否することは許されない。

〔No. 44：憲-2〕 人身の自由又は適正手続保障に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に合致しないものはどれか。

1. 憲法31条の定める法定手続の保障は、行政手続について、それが刑事手続でないとの理由のみで、当然に及ばないと判断するのは相当でないが、行政手続は、刑事手続とその性質において差異があり、多種多様であるから、行政処分の相手方に、常に告知・弁解等の機会を与えることを要するものではない。
2. 第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何ら告知・弁解等の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であって、憲法の容認しないところであるといわなければならない。
3. ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するかどうかは、一般人を基準にするのではなく、具体的場合における当事者の個別的判断能力を十分踏まえた上で、種々の事情を総合的に考察し、問題となった行為が当該刑罰法規の適用を受けるか否かの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによって決定すべきである。
4. 憲法37条1項は、刑事事件について、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害せられたと認められる場合には、これに対処する具体的規定がなくても、その審理を打ち切るといふ非常救済手段がとられるべきことをも認める趣旨の規定である。
5. 憲法38条1項は、いわゆる黙秘権を保障したものと解されるが、それは、何人も自己の刑事上の責任を問われるおそれのある事項について、供述を強要されないことを保障したものと解すべきであるから、自動車事故の報告義務を定めた道路交通取締法施行令の規定は、同条項にいう自己に不利益な供述の強要に該当しない。

【No. 45：憲-3】 思想及び良心の自由に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に合致するものは何個あるか。

- ア 虚偽の事実の公表により名誉を毀損されたと主張する者の請求により、その相手方に、裁判所が謝罪広告の掲載を命じたとしても、それが単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のものにあつては、良心の自由を不当に制限することにはならない。
- イ 企業の使用者が、労働者に対して、調査目的を明らかにすることなく、ある政党に所属しているか否かを尋ね、さらにその回答として書面の交付を求めることは、調査方法として相当性を欠き、労働者の思想・信条の自由を不当に侵害する違法なものである。
- ウ 思想・良心の自由は、内面にとどまる限りは絶対的に保障されるべきものだから、企業者が、特定の思想を有する者を、そのゆえをもって雇入れることを拒むことは、思想の自由を侵害するものとして違法の評価を免れず、かかる行為は公序良俗違反となる。
- エ 税理士会のような強制加入団体にあつては、会員に様々な思想・信条を有する者が存在することが予想されるのであるから、会員に要請される協力義務にも限界があると解されるのであり、特に政治団体に金員を寄付することなどは、会員に協力を義務づけることはできない事柄である。
- オ 最高裁判所裁判官の国民審査は、解職の制度と解されるから、投票は、積極的に罷免を可とするものとそうでないものに分かれるのであつて、後者について「罷免を可とするものではない」との効果を生じせしめたとしても、後者の票を投じた者の思想・良心の自由を不当に制限するものではない。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

【No. 46：憲-4】 公務員の労働基本権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に合致するものは何個あるか。

- ア 公務員は、私企業の労働者と異なり、国民の信託に基づいて国政を担当するよう政府により任命されるものであるから、実質的には、その使用者は国民であり、したがって公務員には、憲法28条で保障された労働基本権は保障されない。
- イ 国家公務員の争議行為を禁止することは憲法に違反しないのであるから、この禁止を侵す違法な争議行為をあおる等の行為をする者は、単なる争議参加者にくらべて社会的責任が重いのであり、かかるあおり等の行為者に対し、とくに処罰の必要性を認めて罰則を設けることは、憲法に違反しない。
- ウ 公務員の従事する職務には公共性がある一方、公務員は法律により身分が保障されている等、適切な代償措置が講じられているのであるから、公務員に争議行為及びそのあおり行為等を禁じたとしても、憲法28条に違反しない。
- エ 現業の公務員は、本質的に非権力的な職務を遂行するものであるから、私企業の労働者等と区別する理由はなく、したがって、これらの公務員については、特に労働基本権を制限すべき理由は存しない。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個

【No. 47：憲-5】 次の文章のAからDまでの空欄に、後記の語句群から適切な語句を入れよ。

「人の権利・義務に関する（ A ）・（ B ）な規範を新たに定立するには、国会が制定する法律によらなければならない」と言われる場合、「（ A ）」とは、その規範の適用対象が特定の人に限られないという意味でその規範は個別的でないことを指し、また、「（ B ）」とは、その規範の適用対象が特定の事実に限られないという意味でその規範は（ C ）でない、ということの意味する。なお、「（ B ）」であるということは、「表現の自由の規制立法が（ D ）の故に無効である」と言われる場合の「（ D ）」とは意味が異なる点に、注意を要する。

〔語句群〕

ア. 具体的	イ. 抽象的	ウ. 一般的	エ. 概括的
オ. 将来的	カ. 遡及的	キ. 漠然不明確	ク. 事前抑制

【No. 48：憲-6】 議院の権能に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 国政調査権は、各議院が有する権能であり、それは国会や議院の他の権能と並列的に理解すべきものであるから、他の権能とは無関係に、独立して行使し得るものであると解するのが通説の立場である。
2. 議院は規則制定権を有する。これは、議院の自律権のひとつとして理解されるものであるが、本質的には議院の内部事項についての規律であるから、民主的手続を経て成立する法律との効力関係については、常に法律が優位すると解され、この点に関して学説上異論はない。
3. 両議院は、その議員の資格に関する争訟を裁判する。本来裁判は、裁判所に属する権能であるが、議員の自律権の尊重という観点から、憲法で特に認められたものである。ただ、議院の裁判に不服のある者は、さらに司法裁判所に出訴し救済を求めることができる。
4. 両議院は、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ここに「院内」とは、国会議事堂という建物ではなく、したがって議事堂外での行為も懲罰の対象となり得るが、議員としての職務に関係のない個人的行為などには、懲罰権は及ばない。

【No. 49 : 憲-7】 各種の訴えに関する次の記述のうち、判例・通説に従うと「法律上の争訟」に該当する紛争に関わるものはどれか。

1. 外国に在住する日本国民が、平成10年の改正前の公職選挙法の下では国政選挙の投票権を認められていなかったことが違憲であるとして、国に賠償を求めた訴え
2. 平成11年改正前の地方自治法の下、内閣総理大臣が、土地収用法に基づく署名等代行の事務の執行を県知事に命じる裁判を求めた訴え
3. 国税の納税者としての地位に基づき、内閣総理大臣による靖国神社参拝が違憲であることの確認を求めた訴え
4. 公職選挙法に基づき、選挙人が議員定数不均衡を理由に選挙の無効確認を求めた訴え
5. 平成14年改正前の地方自治法の下、ある市の住民が、その市長の行った補助金交付は違法な支出に当たると主張して、住民監査請求の後、市長個人を被告として支出分の市への賠償を求めた訴え

【No. 50 : 憲-8】 地方公共団体と法律に関する次の記述のうち、正しいものは何個あるか。

ア 法律は、景観保護のための土地利用規制など、特定の事項について、地方議会が制定する条例に委任することができる。

イ 法律は、自治事務の内容について定めることはできないが、法定受託事務の内容については定めることができる。

ウ 法律は、一つの普通地方公共団体のみに適用される特別法であっても、全国的な見地から、国会だけで制定できる。

エ 法律は、普通地方公共団体の長と地方議会の議員以外にも、住民の直接公選の対象となる公務員の種別を定めることができる。

オ 法律は、普通地方公共団体の事務の民間委託について規定することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 5個